

◎新潟県告示第362号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和2年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和2年2月13日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社サンケー企画
駒形 徳雄
- 3 主たる営業所の所在地
三条市西大崎1-2-33
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-1）第39711号
- 5 処分の内容 水道施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和2年2月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。